

# 成年後見センター もりおか通信

第8号

平成25年2月1日  
発行

盛岡市大通1-1-16(岩手教育会館6階)  
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか  
発行人:理事長 石橋乙秀

## 成年後見センターもりおか「認定 NPO 法人」第1号に

### 〈理事長談話〉

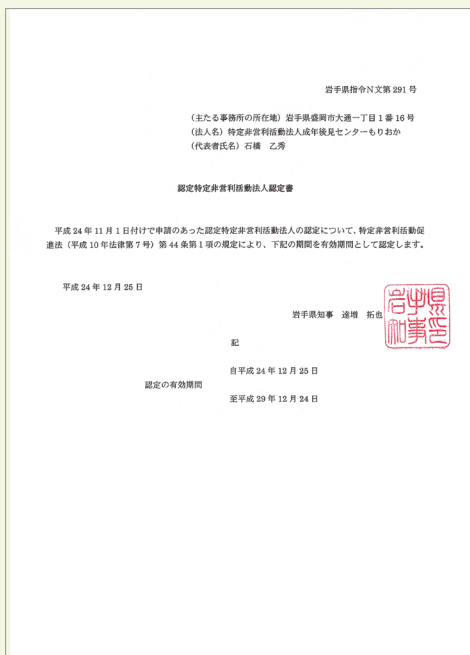


「成年後見センターもりおか」が、平成24年12月25日付けで岩手県第1号の認定NPO法人に認可されました。市民の皆様方のご支援の成果です。また、認可されましたことは、たいへん光栄で嬉しいことですが、身の引き締まる思いとともに責任も痛感しています。認可により、財政基盤の強化において役に立つことになり、今後の「成年後見センターもりおか」の活動に極めて大きな支えとなるものです。皆様には今後とも宜しくお願いします。

### 〈報道記事〉

・平成24年12月28日付け「盛岡タイムス」

### 〈認定書〉



平成24年12月26日付け「岩手日報」  
報道から

伊藤則生認定NPO法人認定専門員の「これを機に認定取得の機運が高まって欲しい」、との談話が紹介されている。

中村部長は「県内で広めるためにも」と述べていたと述べた。



# ご支援をいただいている皆様へ ～大切なお知らせ～



皆様には、成年後見センターもりおかへご支援いただきありがとうございます。

成年後見センターもりおかは、平成24年12月25日付けで、岩手県知事の認定をうけ「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」となりました。

このたびの、岩手県内第1号となる認定NPO法人の取得は、多くの皆様からのご支援により実現したものです。

「認定NPO法人」としての有効期間は、平成29年12月24日までの5年間です。

この間に、本会へご支援をいただいた賛助会費、寄付金は税の優遇措置が適用されます。

皆様には、下記の税の優遇措置についてお読みいただき、税の申告にご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、本会は、この認定を機に組織運営基盤の強化に努めて、認定の有効期間の更新を目指した活動を続けて参ります。

皆様には今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

## ■本会の活動と、認定NPO法人として認められたポイント

1 本会は平成20年10月1日に設立され、知的な障がいのため成人となっても自らの判断だけでは社会生活を営むことが困難な方々への支援を目標に、法的な根拠をもった「成年後見事業」に取り組んできました。

成年後見制度が「日常生活の中では馴染みが薄く、後見人がどのような活動をするのかよくわからない」、あるいは、「利用する手続きが難しい」などと言われている中で、制度を理解し実際の利用に結びつけていくための勉強会の開催、具体的な活用相談などを実施してきました。こうした啓発・相談活動の中から、現在5人の知的なハンディをもった方の成年後見人を引受け、支援活動を続けています。

これら活動は、広く市民、団体の皆様からの賛助会費や寄付金、助成金という形での資金面でのご支援や、ボランティアによるスタッフの人的なご支援によって実施できてきたものです。

2 このたびの「認定NPO法人」認定は、本会が、一つには「広く市民、団体の皆様から支援されている実績があること」、二つには「運営組織、事業活動が適正であり、公益の増進に資するであること」などの要件を備えた法人と評価されたことによるものです。

## ■賛助会費、寄付金に税の優遇措置が適用

### 1 賛助会費、寄付金が「寄付金控除」の対象

この認定NPO法人の有効期間内に、本会へ「賛助会費」「寄付金」としてご支援をいただいた資金は、「寄付金」扱いとなり、皆様が税務署へ申告することで、税の優遇措置を受けることができます。

正会員会費は、寄付金扱いがされませんので申し添えます。

### 2 対象となる税と、優遇措置の内容

対象となる税は、所得税、法人税、相続税、個人住民税です。税務署への申告の仕方は、「申告の手引」などを参考にして行っていただくこととなりますが、税ごとの優遇措置は、概ね次のとおりです。

寄付金の合計額とは、本会や、他の団体等への寄付金との合計額です。

#### 所得税、法人税の優遇措置

〈個人の場合〉

「所得控除」、又は「税額控除」のいずれか、皆様にとって有利な方を選択することができます。

- ・所得控除：(寄付金の合計額－2,000円) × 所得税率 = 寄付金控除額
- ・税額控除：(寄付金の合計額－2,000円) × 40% = 寄付金控除額

〈法人の場合〉

一般の寄付金の損金算入限度枠とは別に、「特別損金算入限度額の範囲内」で損金算入できます。

$(\text{資本金の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

#### 相続税の優遇措置

相続した財産の一部、又は全部を認定NPO法人へ寄付した場合、寄付した財産に相続税がかからなくなります。

#### 個人住民税の優遇措置

(市町村によって優遇措置が異なることがあります)

市民税と県民税をそれぞれ計算し、合計した額が「基本控除」となります。

- ・市民税からの控除額（寄付金の合計額－2,000円）×6%  
+ 県民税からの控除額（寄付金の合計額－2,000円）×4%

### 3 税務署へ申告する時に添付する書類

税務署へ申告する時、皆様が寄付したことを証明する「領収証」を添付する必要があります。

本会では、賛助会費、寄付金をいただいた都度、皆様へ「領収証」を送付します。領収証には、「受領年月日」「金額」「ご住所又は所在地」「ご氏名又は名称」、及び認定NPO法人であることの認定番号等を記載しています。

## コラム

### 「市民後見人を育てよう」



成年後見制度が始まったのは2000年、最高裁の統計では（法定）後見を受けている人は約15万7千人（6月末）で少しずつ増えている。スタート時点では、親族が後見人になるケースが全体の9割、身寄りのない高齢者が増えたこともあり、その後、親族からの申請は6割程度に。代わりに弁護士や司法書士ら専門職後見人が4割程度、今後、認知症患者（現在300万人を超える）が増えることで専門職だけでは足りなくなる可能性があるという。

きめ細かい対応ができる、とニーズが叫ばれる割には市民が後見人に選ばれるケースは少ない。最高裁の統計では、昨年（2011年）の選任申し立てが約3万1千件、そのうち2万9千件が選任、市民は100件。課題は信頼性、資格が必要なわけでもなく親族らに心理的ハードルが高い。家裁が選任しないケースもある。これまで大学や一部の自治体が独自に市民後見人の養成講座を開いて来た。東京大学では過去4年間1500人を養成。この4月施行の老人福祉法改正（市町村に後見人の育成や活用について、必要な措置を講ずるように努めることとされた）で、各地で養成の動きが広がって来ている。

編集部

#### ○成年後見に関する相談

- ・日及び時間：月曜日から金曜日  
(土・日曜日、祝日、休業日を除く)  
原則13時～16時
- ・会場：岩手教育会館6階  
「成年後見センターもりおか事務所」内
- ※ 出前の相談も行います。相談の予約は要りません。  
相談は無料です。

#### ○賛助会員募集のお願い

- ・本会の運営を支えていただく賛助会員を広く求めています。
- ・賛助会費は、年間1口3,000円です。

#### 「認定NPO法人に関する書類」の 情報公開のお知らせ

成年後見センターもりおかでは、認定NPO法人の認定に伴う特定非営利活動促進法に基づく書類の情報公開を行っています。

情報公開の日時等は、次のとおりです。

- 情報公開日：月曜日から金曜日  
(土・日曜日、祝日、休業日を除く)
- 時間：原則13時～16時
- 場所：成年後見センターもりおか事務所内



# 成年後見探訪 — デンマークに学ぶ (2) — 施設垣間見探訪

「あまねくいのち輝かす自己実現」を支柱に

岩手大学名誉教授 鎌田文聡

## 自己実現社会をめざす

この国には、誕生その時から一人ひとりがかげがえのない国民として迎えられ、それぞれの個性をはぐくみ 自己実現を図る社会と教育システムが確立されている。自己実現とは、人格が全体として最も分化し、かつ統一のとれた発達をすること、ありのままの経験を自己に取り入れて自己を拡大しながら成長、成熟していくこと。自己実現は人びとの固有の成長と 個性的な発達に欠かせないもので、この国の教育理念の根本に据えられている。

こうした理念や政府の緒政策に支えられ、各家庭には学費や 医療費を心配なしに子育てできる幸せがある。障がいがあっても、個々の状態にあわせてより適切な手厚い支援が得られる仕組みが整えられている。この国には、自然にやさしく、ひとにやさしい支えあう共生社会の稀有な素晴らしさがある。ノーマライゼーション(障がい者が社会で健常者と共に暮らす)の発想を生み、「共生社会」の進化と深化をめざして、これまで、そしてこれからもたゆまず歩もうとしている。そうした中で、国民一人ひとりの自己実現が確かなものになる、との高い理念を掲げている。

## 人としての尊厳が保たれる施設

デンマーク北部ビールピアのある高齢者介護センターを訪ねた。道路の向かい側が介護センター。子どもたちの元気な歓声が届くような小学校との距離感がまたグッド。プーンと香ばしいパンの焼ける匂いと、にこやかなスタッフに迎えられる。

明るいひまわりの絵画や素敵な調度品。個室では煙草も OK。広いトイレや作り付け家具のような冷蔵庫、車イスがスッと入る機能的なシンク(流し台)。自宅の居間のように美しく飾られた家族の写真や使い慣れた家具に囲まれた安心できる環境。残された力を無理なく発揮できるように工夫されたマイ介護ベッド。召されるまで人としての尊厳が日常的に保たれている。

QOL(生活の質:より快適な生命・存在)の豊かさ、あたたかさがある。「真の後見」とは・・・ my(わたし)と our(わたしたち、すべての人たち)を大切に・・・ということ。

グループホーム(正面)



マイフレンド



マイグループキッチン



グループホーム(各室)

